

今年の夏の台風や豪雨等の影響を鑑み、令和5年9月に完了実績報告提出期限を再延長した住宅において、気象条件等の施工事業者及びグループの責によらない理由が原因で10月31日までに完了実績報告ができる見込みがない住宅について、下記「1.～3.」を満たすとして実施支援室が認めた場合は、個別に完了実績報告提出期限を再設定し、実績報告を可能とする特別措置を行うことといたしました。

このお知らせを施工事業者と共有のうえ、該当の可否をよくご確認ください、下記「4.」に対応してください。特別措置が認められた住宅については、下記「5及び6.」を遵守していただきます。

なお、既に廃止の手続きを行った住宅・建築物についても、このお知らせの対象になりますが、完了実績報告を提出したことがある住宅・建築物はこのお知らせの対象になりませんのでご確認ください。また、ご提出いただいた資料の内容が支援室で精査の上、延長理由が認められなかった場合は「事業廃止」となりますことをご留意ください。

記

<条件>

1. 事業完了が遅れた原因が気象条件等の施工事業者及びグループの責によらないものであること。
2. 事業完了が遅れた原因、時期、遅延状況について、資料や写真で確実に説明できるものであること。（資料等で説明できない場合は、期限再設定の対象になりません。）
3. 令和5年12月26日（火）までに事業完了し完了実績報告ができるものであること。

<方法>

4. 11月4日までに、次の方法により実施支援室に申し出ること。
 - (1) 方法 交付決定を受けた実施支援室に“(3)提出資料”を添付したメールで申し出てください。
 - >長寿命型等実施支援室 grn-chojyu@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp
 - >高度省エネ型等実施支援室 zero@kkj.or.jp
 - (2) メール の件名 **遅延の申し出【グループ番号・施工事業者名・建築主（買主）名】**
 - (3) 提出資料（ホームページ掲載の書式を使用すること）
 - ①遅延する対象住宅の概要
 - ②工事未完了箇所がわかる現地写真（外観、内観） → 「E067」「建築主名または物件名」「撮影日」を記載した看板を写し込むこと（電子黒板は不可）

※上記①②は、両実施支援室のホームページ掲載の Excel 書式をダウンロードして使用

- ③事業完了遅延に関する説明資料
 - ・遅延の原因となった気象現象等が特定できるもの
 - ・被災等の状況、工期、遅延の関係の説明
 - ・被災等の影響に関する根拠資料

※上記③は、適宜メール添付するとともに、同 Excel 書式に資料の説明を記入

(4) その他

- ① 提出された資料で遅延した原因、遅延状況等が確認できない場合（追加提出不可）は期限再設定の対象になりませんので、確実に確認できる資料を揃えて申し出てください。
- ② 申し出に関するメールの送信者はグループ事務局とします。グループ事務局は施工事業者からの資料を取りまとめるうえメールを送信してください。
- ③ グループ内で複数の住宅が該当する場合は、住宅毎にメールを分けて申し出てください。

<遵守事項>

5. 事業完了後7日以内（11月1日から実績報告ツールの押下ボタン再表示の前日までに事業完了したものは、実績報告ツールの押下ボタンの再表示後7日以内）に完了実績報告を提出すること。ただし、**最終は令和5年12月26日**とします。
6. 完了実績報告後の実施支援室からの質疑の回答期限を遵守できること。期限までに回答がなされない場合や審査を終えることができなかった場合は、補助金を受領できないことに承諾すること。

<流れ>

- ①資料を添えて申し出（令和5年11月4日まで）
- ②実施支援室で申し出内容を確認
- ③期限の再設定の可否を連絡（令和5年11月15日頃）
- ④該当住宅・建築物の実績報告ツールの押下ボタンの再表示（令和5年11月17日頃）
- ⑤事業完了後、またはボタン再表示後7日以内に完了実績報告を提出（最終は令和5年12月26日）

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室